



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
(コード番号 8113 東証第一部)
問合せ先 グローバル人事総務本部長代理 志手 哲也
(電話 03-3451-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、すべての連結子会社と決算期を統一することで、グループ一体運営の推進および経営情報の適時、的確な開示による更なる経営効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。

これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 36 条、第 38 条に、所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第 55 期事業年度は平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 25 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. (省 略)</p>	<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(第55期の事業年度の期間) 第1条 <u>第36条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から始まる第55期事業年度は同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>(第55期の中間配当の基準日) 第2条 <u>第38条2項の規定にかかわらず、第55期事業年度の中間配当の基準日は平成26年9月30日とする。</u></p> <p>(附則の有効期限) 第3条 <u>本附則は、第55期事業年度終了後これを削除する。</u></p>